

令和 6 年度

水 卷 町 水 防 計 画 書

水巻町水防協議会

目 次

第1章 総 則	1
第2章 町における水防組織並びに水防事務	1
第1節 組織並びに事務分掌	1～6
第3章 水防に関する連絡及び水位雨量の通報要領	7
第1節 通信連絡	7～9
第2節 気象連絡	10
第3節 水位雨量の通報要領	10～11
第4章 重要水防区域	11
第5章 水防非常配備と出動	12～14
第6章 水防倉庫及び水防資器材	15
第7章 輸 送	15
第8章 水防信号・水防標識及び身分証明	15
第1節 水防信号	15
第2節 水防標識	15
第9章 相互協定と応援	15～16
第1節 相互協定	16
第2節 応 援	16
第10章 自衛隊及び警察官の出動要請	17
第1節 自衛隊の出動要請	17～18
第2節 警察官の出動要請	18
第11章 費用負担と公用負担	18
第1節 費用負担	18
第2節 公用負担	18
第12章 そ の 他	18
第1節 避難及び立退	18
第2節 水防非常態勢の解除	19
第3節 公務災害補償	19
第4節 水防功労者の表彰	19
第5節 水防訓練及び啓発	19
第6節 資料の提出及び立ち入り	19
第13章 気象情報	20

別 表

第 1 号	指定避難所及び指定緊急避難場所一覧	2 1
第 2 号	水防実施状況報告書	2 2
第 3 号	水防訓練報告書	2 3
第 4 号	県・中間市・遠賀郡各町水防倉庫別資器材総括表	2 4
第 5 号	水防信号表	2 5
第 6 号	自衛隊の派遣要請	2 6
第 7 号	自衛隊の撤収要請	2 7
第 8 号	関係機関連絡先	2 8
第 9 号	消防団（水防団）管轄区域図	2 9
第 10 号	水防倉庫所在地	3 0
第 11 号	重要水防区域一覧	3 1～3 9

令和 6 年度 水巻町水防計画

第 1 章 総 則

洪水または高潮等に際し、水災の警戒及び防御により被害を最小限に軽減し、公共の安全を保持するため、水防法第 33 条の規定による令和 6 年度水巻町水防計画を次のとおり定める。

第 2 章 町における水防組織並びに水防事務

水防本部設置及び廃止の基準は、洪水・高潮のおそれのあるとき及び水防警報の通知を受けたときから洪水・高潮等に対する危険が解消するまでの間とし、次の組織をもって水防事務を処理する。

第 1 節 組織並びに事務分掌

1. 組 織

洪水・高潮等のおそれがあるときからその危険が解消するまでの間、役場内に水巻町水防本部を置き、その組織構成は次のとおりとする。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、水防本部はその組織にはいるものとする。

(1) 水防本部（2 頁を参照）

(2) 本部会議

水巻町水防本部に本部会議を置き、必要に応じ本部会議を開く。

①本部会議の構成

本部会議の構成は、本部長、副本部長、会計管理者、各課長、局長、消防団副団長及び社会福祉協議会事務局長をもってこれにあてる。

②事務分掌（3～6 頁を参照）

総括部長（総務課長）の指示に従い、巡視・警戒等の活動を行う。

また、予備配備態勢及び第 1 配備態勢のもとでは、必要な事務をそれぞれ日常業務の担当課に処理させる。

③八幡農林事務所及び北九州県土整備事務所との連絡

水防本部は予想される災害の水防活動につき、八幡農林事務所及び北九州県土整備事務所と緊密かつ迅速な連絡をとり、福岡県水防計画をもとに被害の軽減、防止に努めるものとする。

水巻町水防本部の組織構成

水 巻 町 水 防 協 議 会			対策部名 (部長)			対策班 (班長)			平常時課名		
本 部 会 議	本部長		町 長		総括部 (総務課長)	総括班		総務課 企画課 財政課 議会事務局 会計課			
	副 本 部 長	副町長 教育長 消防団長		財政班							
				広報班							
				応援班							
				受援班							
	本 部 員	会計管理者 総務課長 企画課長 議会事務局長 福祉課長 健康課長 地域づくり課長 子育て支援課長 住民課長 産業環境課長 税務課長 下水道課長 住宅政策課長 建設課長 財政課長 学校教育課長 生涯学習課長 図書館・歴史資料館長 消防団副団長 社会福祉協議会事務局長	住民生活部 (住民課長)	生活班		住民課 産業環境課 税務課					
				産 業 環 境 班							
			健康福祉部 (福祉課長)	福祉班		福祉課 健康課 地域づくり課 社会福祉協議会					
				健康班							
			建設部 (建設課長)	建設班		建設課 住宅政策課					
				住宅班							
			水道部 (下水道課長)	上 下 水 道 班		下水道課					
			文教部 (学 校 教 育 課 長)	教 育 こ ど も 班		学校教育課 子育て支援課 生涯学習課 図書館・歴史資料館					
			消防部 (消防団長)	消防班		消防団					
			消防本部								
			現地対策本部（周辺公共施設等）								
	本 部 連 絡 員		本部長が指定する 班より1名		※本部長の指示・指名に基づき、 対策要員が配置される。						

水巻町水防本部の分掌事務

部名	班名等	所掌事務の概要
各部各班共通		○ 災害への警戒、被害情報の収集・報告 ○ 災害対策本部との連絡 ○ 部・班内の動員調整、安否確認 ○ 災害記録 ○ 避難所の開設・運営 ○ 被害状況の調査 ○ 防犯活動 ○ その他必要なこと
	(部共通)	○ 災害対策の統括 ○ 本部長等の災害視察及び災害調査団に関すること ○ 他部班に属さない事項又は本部長が特に命じたこと
総括部	総括班	○ 職員の動員配備 ○ 消防団の出動 ○ 災害警戒本部・対策本部の設置、運営 ○ 防災会議及び関係機関との連絡・調整 ○ 本部長及び副本部長との連絡・調整 ○ 通信手段の確保、管理 ○ 気象情報の収集及び伝達 ○ 災害情報のとりまとめ ○ 県・国・関係機関への被害報告 ○ 自衛隊・県・他市町村・消防機関等の応援要請 ○ 災害救助法の適用申請 ○ 避難情報の発令 ○ 指定避難所(福祉避難所含む)の開設決定 ○ 緊急通行車両の確認申請 ○ その他総務全般に関すること
	財政班	○ 車両、燃料の確保 ○ 自家発電等による非常用電源確保 ○ 応急仮設住宅の建設用地の確保 ○ 義援金品の受け入れ・配分 ○ 災害に伴う予算編成及び財政計画等 ○ その他財政全般に関すること
	広報班	○ 災害広報 ○ 報道機関への協力要請 ○ 報道対応 ○ 災害時における情報システム等の機能復旧 ○ 風評被害への対応 ○ その他広報全般に関すること
	応援班	○ 災害対策費の支払い相談 ○ 議員活動の報告 ○ その他総括部の各班に対する応援協力に関すること

部名	班名等	所掌事務の概要
	受援班	○ 人的支援の受け入れ調整 ○ 物的支援の受け入れ調整
住民生活部	(部共通)	○ 住民生活対策の統括
	生活班	○ 行方不明者名簿の作成 ○ 応急食料の確保、供給 ○ 生活物資の確保、供給 ○ 被災者相談の総合窓口 ○ 避難所への物資の緊急輸送 ○ 物資集配拠点の設置 ○ 納棺用品等の確保 ○ 遺体の身元確認 ○ 遺体の埋葬 ○ 被災者台帳 ○ り災証明等の発行 ○ 租税の減免等 ○ その他住民生活に関すること
	産業環境班	○ 防疫活動 ○ 瓦礫等の災害廃棄物処理 ○ ごみ収集 ○ 動物の保護・収容 ○ 災害ゴミの処理に関するり災証明等の発行 ○ 雇用機会の確保 ○ 農業者への支援 ○ 中小企業者への支援 ○ り災店舗及びり災事業所等のり災証明書に関すること ○ 商工会との連携 ○ その他産業環境に関すること
健康福祉部	(部共通)	○ 健康福祉対策の統括
	福祉班	○ 旅行者、滞在者、外国人の安全確保 ○ 避難行動要支援者の安全確保・安否確認 ○ 福祉仮設住宅での支援 ○ 旅行者、帰宅困難者、外国人への支援 ○ 遺体の収容・安置 ○ 災害弔慰金の支給 ○ 生活資金の貸与 ○ 被災者生活再建支援制度に関すること ○ 社会福祉協議会との連絡調整 ○ 災害ボランティア活動支援 ○ 日本赤十字社との連絡調整 ○ ボランティア団体等との連絡調整 ○ その他福祉に関すること
	健康班	○ 医療救護チームの編成 ○ 医療救護所の設置 ○ 後方医療機関の確保と搬送 ○ 医薬品、医療資機材等の確保 ○ 被災者の健康と衛生状態の管理 ○ 防疫に関すること（感染症予防、食品衛生対策） ○ 災害時の保健及び助産 ○ 医療機関との連絡調整及び協力要請

部名	班名等	所掌事務の概要
		○ 避難所の食事提供状況等 ○ こころのケア ○ その他被災者の健康に関すること
建設部	(部共通)	○ 建設対策の統括
	建設班	○ 交通情報の収集、道路規制 ○ 道路交通の確保 ○ 障害物の除去 ○ 公共土木施設（町道・里道・河川・水路・橋梁など）の応急復旧 ○ 土砂災害等の応急対策 ○ その他建設土木に関すること
	住宅班	○ 被災住宅の応急危険度判定 ○ 被災住宅の応急修理 ○ 応急仮設住宅の建設 ○ みなし仮設住宅の確保 ○ 応急仮設住宅の入居者選定 ○ 空家住宅への対応 ○ 住宅復興資金の融資 ○ 災害公営住宅の建設等 ○ その他住宅及び町営住宅に関すること
水道部	(部共通)	○ 上下水道対策の統括
	上下水道班	○ 飲料水の確保・供給 ○ し尿の処理 ○ 下水道施設の応急復旧 ○ 下水道利用料の減免 ○ その他上下水道に関すること
文教部	(部共通)	○ 文教対策の統括
	教育こども班	○ 幼児、児童、生徒の安全確保・安否確認 ○ 応急教育 ○ 応急保育 ○ 文化財対策 ○ 教育委員会との連絡調整 ○ 教材、学用品などの調達及び給付 ○ 避難所となっている学校施設との連絡調整 ○ り災者に対する保育料の免除及び減免 ○ 避難所となっている社会体育施設との連絡調整 ○ 災害時における社会教育団体との連絡調整及び協力 ○ その他幼児・児童・生徒・教育に関すること

部名	班名等	所掌事務の概要
消防部	消防班	○ 救助・救急活動の実施 ○ 消防活動の実施 ○ 行方不明者の捜索 ○ 臨時ヘリポートの設置 ○ 遺体の捜索 ○ その他地区内の消防に関すること

第3章 水防に関する連絡及び水位雨量の通報要領

水防本部は水防作業に必要かつ適正な情報の発受をすると共に、各設備を通じて一般住民及び関係機関へ迅速な周知をはかることとする。

第1節 通信連絡

1. 水防通信

水巻町水防本部を中心とした水防通信は下記水防通信連絡図による。

(1) 関係機関連絡先は別表第8号(28頁参照)による。

(2) 遠賀川流域の水位及び状況の問い合わせ

○ 遠賀川河川事務所(雨量情報)・・・0949-25-1331

○ 携帯電話

(国の雨量・水位情報)・・・[http:// i.river.go.jp/](http://i.river.go.jp/)

(県の雨量・水位情報)・・・<http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/>

○ インターネット

(国の雨量・水位情報)・・・[http:// www.river.go.jp/](http://www.river.go.jp/)

(県の雨量・水位情報)・・・<http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/>

2. 連絡施設及び要領

非常時の通信連絡は正確、迅速かつ簡明に行う。また、非常時の場合は次の専用施設を利用できる。(水防法第27条)

水巻町内

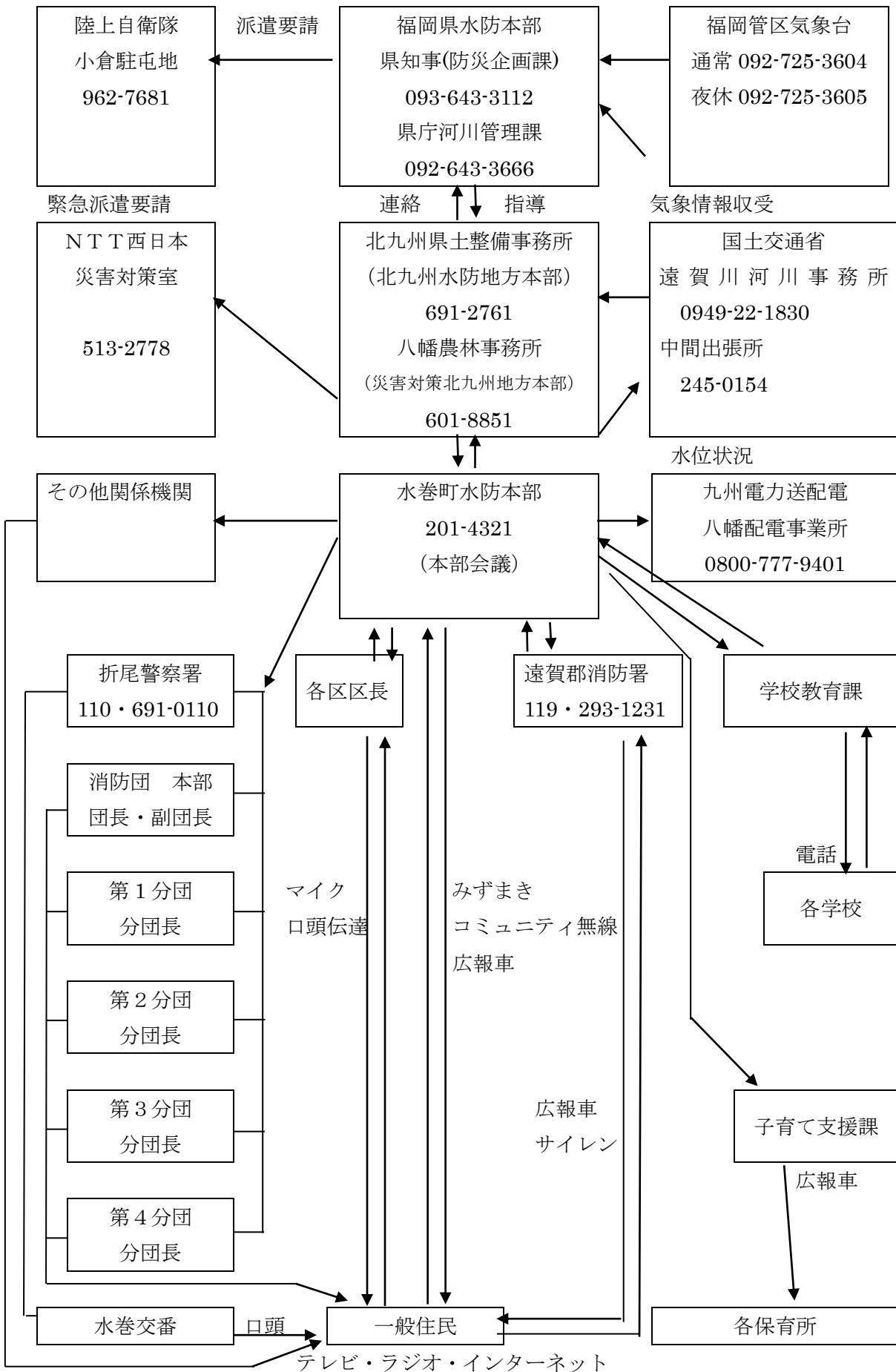
機 関 名	伝達方法	連絡窓口	所 在 地	連 絡 先
国土交通省遠賀川河川事務所 河口堰管理支所	使 送	電気通信係	猪熊十丁目 7番1号	201-1675

水巻町外

機 関 名	電 話 番 号	連 絡 窓 口	所 在 地
遠賀郡消防署	293-1231	当直者	遠賀町

機 関 名	電 話 番 号	連 絡 窓 口	所 在 地
折尾警察署	6 9 1 - 0 1 1 0	警備課	北九州市 八幡西区
八幡農林事務所	6 0 1 - 8 8 5 1	総務課	北九州市 八幡西区
北九州県土整備 事務所	6 9 1 - 2 7 6 1	総務課	北九州市 八幡西区
航空自衛隊 芦屋基地	2 2 3 - 0 9 8 1	当直予報官	芦屋町
福岡県警察本部	0 9 2 - 6 4 1 - 4 1 4 1	警備部 警備課	福岡市
国土交通省	0 9 4 9 - 2 2 - 1 8 3 0	遠賀川 河川事務所	直方市
福岡管区气象台	0 9 2 - 7 2 5 - 3 6 0 4 0 9 2 - 7 2 5 - 3 6 0 5 (夜 間 ・ 休 日)	予報課	福岡市
九州電力	5 3 1 - 1 1 7 1	北九州支店	北九州市 小倉北区
陸上自衛隊 小倉駐屯地	9 6 2 - 7 6 8 1	第40普通 科連隊	北九州市 小倉南区
宗像・遠賀保健 福祉環境事務所	0 9 4 0 - 3 6 - 2 0 4 5	総務企画課	宗像市

水防通信連絡図



第2節 気象連絡

福岡管区気象台からの水防に関する気象連絡は前節系統図による。

1. 気象情報の種別

(1) 警 報

大雨、洪水及び高潮警報等で、重大な水害のおそれのあるとき。

(2) 注意報

大雨、洪水及び高潮注意報等で、被害が予想されるとき。

(3) 情 報

注意報、警報を補足説明するもの。

第3節 水位雨量の通報要領

出水時の水位及び雨量の通報は、下記通報基準に基づき、前節に定める連絡要領により、迅速かつ的確に関係機関に連絡するものとする。

1. 通報基準

(1) 水位の通報

中間市消防本部前（中間市中間二丁目 2 番 2 号地先）にある中間水位観測所の水位が、水防団待機水位（2.4 メートル）を越えたのち、水位及び河川の状況等を適時、関係者へ通報するものとする。

また、必要な場合は、状況に応じて本部長が適切なる指示をなすものとする。

(2) 雨量の通報

①累計雨量が 50 ミリ、75 ミリ、100 ミリになったとき、通報する。

ただし、降雨量が非常に激しく、かつ後続雨量が予想されるとき、あるいは、台風が接近して、かなりの降雨量が予想されるときは、30 ミリに達したときに通報を開始する。

②累計雨量が 100 ミリを超えてからは毎時通報する。

2. 記録及び報告

本部長は「水防日誌」の作成を総括班長に命じ、総括班長は、当時の状況を明らかにしておくとともに、水防資器材等の受払を明示するほか、下記について明確に記録し、必要に応じ本部長は関係機関に連絡するものとする。

(1) 日雨量（何月何日午前 9 時～翌日午前 9 時まで）

(2) 最大時間雨量（何日何時何分～何日何時何分まで）

(3) 連続雨量（常に累計を出して明らかにし、最終的に総合雨量を明記する。）

3. 水防報告

(1) 逐時報告

①要 領

水防態勢から危険が解消し常時に復したときは、本部長は次の事項をとりまとめて別に定める要領により遅滞なく(10 日以内)、八幡農林事務所（601－8851）及び北九州県土整備事務所（691－2761）を通じて、福岡県知事に報告するものとする。

- ・天候及び洪水増減の状況
- ・水防（消防）機関に属するものの出動時刻及び人員
- ・堤防その他の施設における被害の有無
- ・水防作業の状況
- ・使用資材の種類、数量並びに消耗品等の回収状況
- ・水防法第 28 条の規定による公用負担下命の種類及び員数
- ・応援の状況
- ・居住者、罹災者及び立退きの状況
- ・警察の援助の状況
- ・現場指導の官公吏名
- ・殊勲者及びその功績
- ・今後の水防について考慮を要する点

②様 式

水防実施状況報告書～別表第 2 号（22 頁参照）

水防訓練報告書～別表第 3 号（23 頁参照）

③提出部数

3 部

④写真を添付のこと

（2）定時報告

毎年、出水期を過ぎて（10 月中旬頃）福岡県知事（北九州県土整備事務所経由）から定時報告を求められた場合に提出するものとする。

第 4 章 重要水防区域

重要水防区域は、堤防の決壊、河川の増水、土砂災害等の危険が予想される箇所であり、水防上特に注意を要する箇所である。

重要水防区域は、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水等が発生するおそれがあるときは、重要水防区域を中心として巡視及び警戒を行う。

なお、町内における重要水防区域は別表第 11 号（31～39 頁参照）に記載する。内訳について、遠賀川流域における堤防危険箇所が 4 か所、構造物危険箇所が 1 か所、土砂災害危険箇所が土石流 3 箇所、急傾斜地の崩壊 107 箇所、地すべり 3 箇所となっている。

第5章 水防非常配備と出動

1. 態 勢

本町に水害が発生し、または水害の発生のおそれがある場合、本部長は所属職員の水防非常配備への切替えを確実迅速に行うと共に、事態に即応して勤務者を適宜に交代させ、消防団員の出動、長時間にわたる非常勤務活動の円滑等、完璧なる配備態勢を期するため、次の4段階に分けて対処する。

○予備配備態勢

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けた時は直ちに本部に参集し、本部長の指揮を受けるものとする。

○第1配備態勢

情報及び連絡活動を主体とするが、事態の推移によっては直ちに招集、その他小範囲の活動ができる態勢とする。

○第2配備態勢

第1配備態勢では処理が出来なくなり、水防活動を遅延なく遂行出来る態勢とする。

○第3配備態勢

所属人員全員をもって、これに対応する態勢とする。

2. 出 動

本部長は、次の場合直ちに予め定められた配備計画に従い、所要人員を出動させ警戒配備につかせる。この場合、直ちに関係機関に報告する。

- (1) 国土交通大臣、または福岡県知事が発する水防警報が発せられたとき。
- (2) 中間水位観測所の水位がはん濫注意水位（3.7メートル）に達したとき。
- (3) その他、本部長が必要と認めたとき。

3. 本部長が出動等の際して目安とする、中間水位観測所の水位及び杣ポンプ場の水位は、以下のとおりとする。

待機及び準備 中間水位観測所の水位が水防団待機水位（2.4メートル）に達するおそれのあるときは、水防資器材等の整備点検及び予備配備要員を待機、もしくは出動させる。

出 動 (1) 大雨警報が発令され、中間水位観測所の水位が水防団待機水位（2.4メートル）に達し、なお上昇のおそれがあるときに、第1配備要員を出動、第2配備要員を待機する。

(2) 中間水位観測所の水位がはん濫注意水位（3.7メートル）、または杣ポンプ場の水位が1.1メートルに達し、さらに上昇のおそれがあるときに、第2配備要員を出動、第3配備要員を待機する。

- (3) 中間水位観測所の水位がはん濫危険水位(5.4メートル)に達し、さらに上昇のおそれがあるとき、または町内の水位が上昇し、杣ポンプ場の排水が不能になったときに、第3配備要員を出動する。

解 除 中間水位観測所の水位が3.7メートル、または杣ポンプ場の水位が1.1メートル以下に下がり、以後、水位の上昇のおそれがないと思われるとき。

※ なお、特に力丸ダム、畑貯水池の放流により、下流に急激な水位の変動を生じさせ、町域に被害が発生しないよう、八幡農林事務所、北九州県土整備事務所並びに遠賀川河川事務所と、緊密なる連絡をとるものとする。

4. 水防巡視

本部長は、水防警報等の通知を受けたとき、直ちに消防団長に通知する。通知を受けた消防団長は、直ちに分団長に命じて管轄区域内の河川等の巡視を行う様に指示する。各分団の管轄区域は別表第9号による。(29頁参照)

5. 安全配慮

水防活動時は、自身の安全確保のため次に掲げる事項に留意し、活動を行うものとする。

- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常の通信手段が不通の場合でも利用可能な防災無線等の通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオやスマートフォンを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・監視員は、現場状況の把握に努め、安全を確保するため必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・監視員は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・河川等への接近時にはライフジャケットを着用する。

6. 水防本部解散後の事務

本部解散の際は、本部が処理した水防事務を、それぞれ日常業務の担当課に引き継ぐものとする。

水巻町水防職員配備基準

組織	配備	配備基準	活動内容	配備要員
予防体制	予防配備	○水巻町に、大雨・洪水注意報が発表されたとき ○その他、総務課長が必要と認めたとき	・気象情報等の収集・伝達 ・関係機関との連絡調整	・総務課庶務係
災害警戒本部	第1配備	○水巻町に、大雨・洪水警報が発表されたとき ○遠賀川中間観測所の水位が、水防団待機水位(2.4m)に達し、さらに上昇のおそれがあるとき ○台風が接近して、水巻町に暴風警報が発表されたとき ○その他、総務課長が必要と認めたとき	・気象情報及び災害情報等の収集・伝達 ・被害拡大防止に向けた情報収集、警戒巡視 ・町域の被害情報の収集、県及び関係機関への被害状況等の伝達 ・町民等への気象情報等の伝達 ・関係機関との連絡調整 ・河川はん濫注意水位の対応 ・町内巡回 ・各公共施設の管理	・総務課長と各管理職 ・総務課が定める施設職員
災害対策本部	第2配備	○遠賀川中間観測所の水位が、はん濫注意水位(3.7m)に達し、さらに上昇のおそれがあるとき ○えぶりポンプ場の水位が1.1mに達し、さらに上昇のおそれがあるとき ○台風の進路等により全庁的な警戒態勢が必要になったとき ○町内の数箇所で風水害による被害が発生したとき ○その他、本部長が必要と認めたとき	・被害調査 ・局地的な応急対策活動 ・各公共施設の管理	・総務課各施設管理職員 ・各班で定める配備要員 ・消防団
	第3配備	○遠賀川中間観測所の水位が、はん濫危険水位(5.4m)に達し、さらに上昇のおそれがあるとき ○町内の水位が上昇し、えぶりポンプ場の排水が不能となったとき ○町内の全域で被害が発生し、または発生するおそれがある場合、第2配備で対処できないとき ○その他、本部長が必要と認めたとき	・応急対策活動	・職員全員 ・消防団

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員または減員する。

第6章 水防倉庫及び水防資器材

水防管理団体は、管内の水防区域を充分調査し、水防活動が充分に行われるように充分な資器材を備蓄するものとする。

- (1) 福岡県、中間市及び遠賀郡各町備蓄資器材の現況は、別表第4号による。
(24頁参照)
- (2) 県有水防資器材は、北九州県土整備事務所に要請し、使用するものとする。
- (3) 資器材確保のため管内の資器材業者に対し、緊急時の補給について事前に打ち合わせしておくものとする。
- (4) 水防倉庫の位置は、別表第10号による。(30頁参照)

第7章 輸 送

緊急時における水防資器材及び人員援助物資を輸送する車輛には、水防活動中の表示をつけて車輛の緊急優先通行を容易にする。

本部長は、管内輸送路の状況を調査し、水防活動が遅滞なく出来るように輸送経路見取図を作成しておく。

第8章 水防信号・水防標識及び身分証明

第1節 水防信号

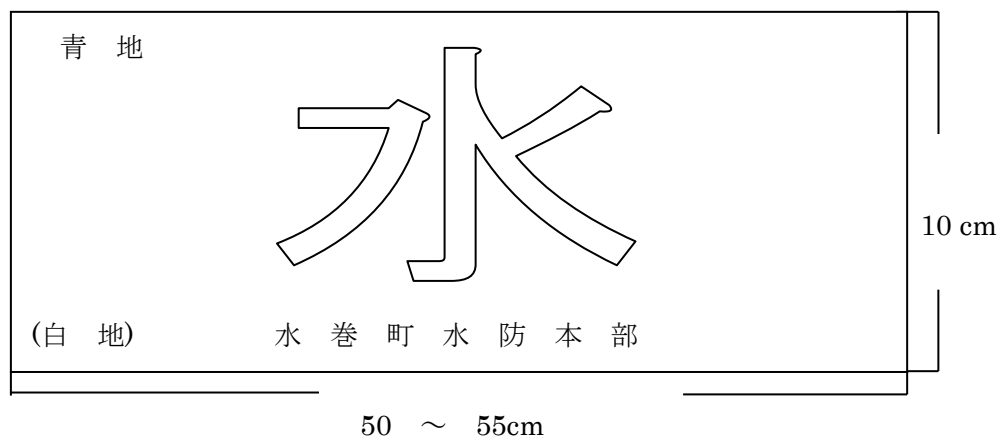
本町で水防に用いる信号は次のとおりとする。

水防信号～別表第5号(25頁参照)

第2節 水防標識

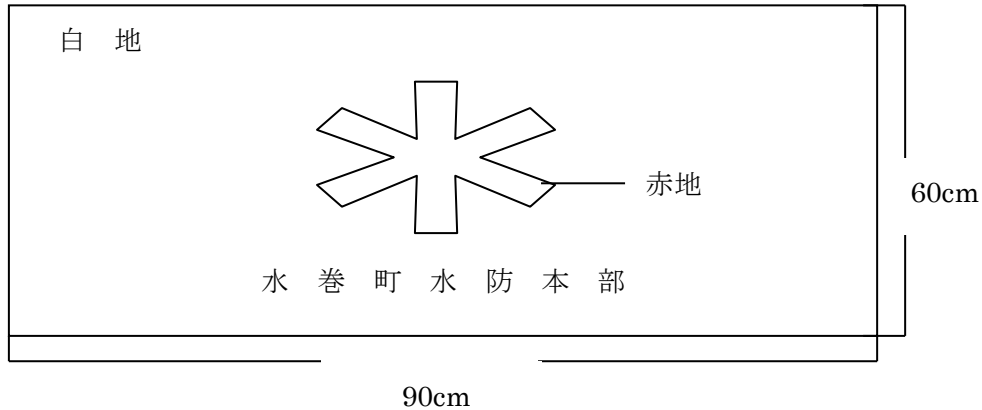
1. 緊急通行の標識

水防に従事する水防本部並びに関係者が出動するときは、標識として次の腕章をつけるものとする。ただし、緊急の場合は法に基づき3に定める身分証を携帯するだけでよい。



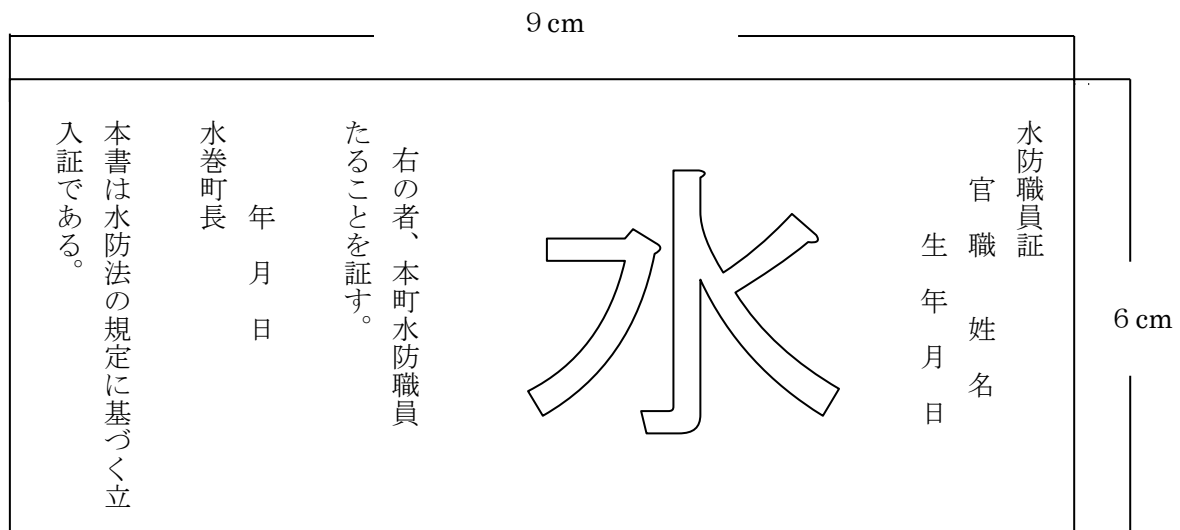
2. 優先通行車標識

水防法第 18 条により水防のため優先通行できる車輛の標識は、次のとおりとする。



3. 身分証票

水防法第 49 条第 2 項による本町水防職員の身分証明は次のとおりとする。



第 9 章 相互協定と応援

第 1 節 相互協定

本部長は、隣接する水防管理団体と予め応援等水防事務に関する相互協定（水防活動費用等の問題等）をなし、水防活動の円滑を図るものとする。

第 2 節 応 援

水防法第 23 条に基づき本部長は、緊急の必要があるとき、他の水防管理者に対し応援を求めることができる。

また、他の水防管理者より応援を求められた場合、できる限りその求めに応

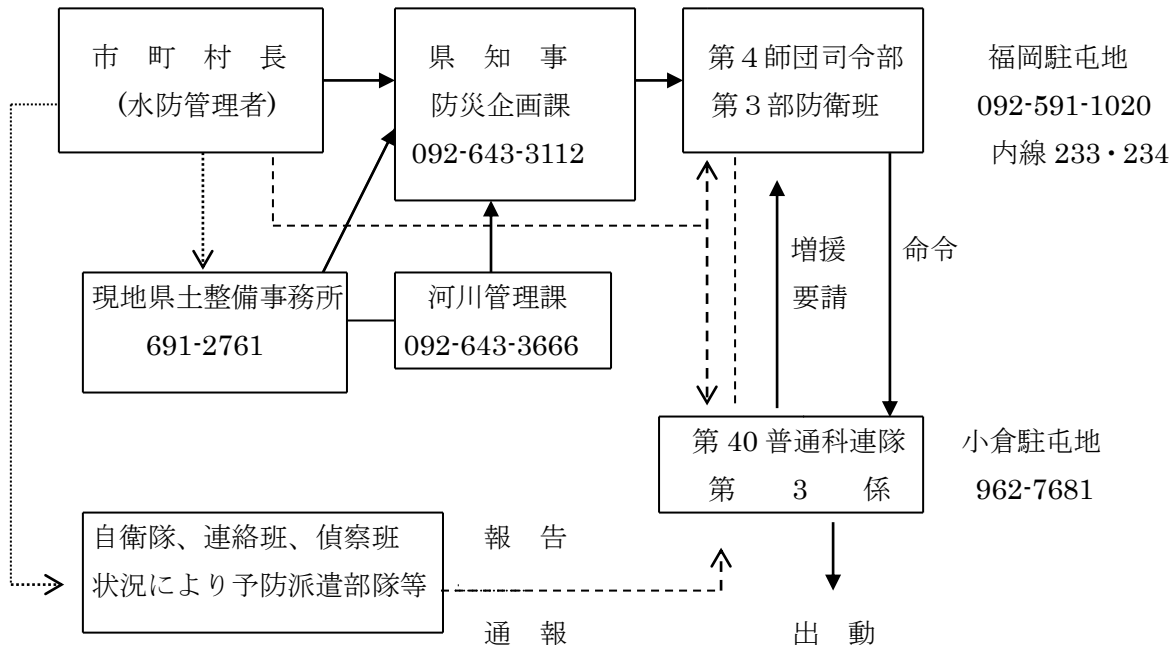
じなければならない。

第 10 章 自衛隊及び警察官の出動要請

第 1 節 自衛隊の出動要請

1. 出動系統図

(注) 実線は要請、破線は連絡系統を示す。



2. 出動要請の要領

(1) 要請者

災害派遣要請者は福岡県知事であるので、町長が派遣要請書を知事（防災企画課経由）あての文書で行う。

ただし、緊急な場合は町長が最寄りの駐屯地（小倉）司令たる部隊の長に通報すると同時に、福岡県知事に対して要請するものとする。

(2) 被要請者

① 陸上自衛隊

- ・ 第4師団長
- ・ 第40普通科連隊
- ・ その他の部隊等の長（要請の伝達）

地方連絡部及び演習、または災害の偵察連絡のため近傍にある部隊等

② 航空自衛隊

- ・ 西部航空方面隊 司令官
- ・ 芦屋基地司令
- ・ 築城基地司令

(3) 要請方法

文書とする。ただし、まず最も早い方法（電話・FAX等）で要請したのち、すみやかに派遣要請事項を明示した要請書を福岡県知事（防災企画課）あてに提出するものとする。

派遣、撤収要請～別表第 6 号、第 7 号（26・27 頁参照）

※ 防災企画課 （092）643-3112

○出動要請書の記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

第 2 節 警察官の出動要請

水防法第 22 条により水防上必要な場合、警察署長に対して警察官の出動を要請できる。

第 1 1 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

水防に要した管轄区域内の費用は町が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体への応援のため要した費用の負担は、被応援団体と協議して区分及び金額等を定めるものとする。

第 2 節 公用負担

1. 公用負担の権限

水防法第 28 条により水防のため必要があるとき、本部長は次の権限を行使することができる。

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木、その他の資材の使用若しくは器具の使用
- ・工作物、その他の障害物の処分

2. 前項の権限の行使によって損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

第 1 2 章 その他

第 1 節 避難及び立退

本部長は、緊急に際して円滑な避難が出来るよう、かねてから退避予想地区と退避先、経路、退避の時機と伝達方法等を決定し、住民への周知徹底を図るものとする。～別表第 1 号（21 頁参照）

水害によって著しい危険があると認め、水防法第 29 条に基づき居住者に立退きの指示をする場合は、予め警察署長と協議しておくものとする。

※避難した人々への炊き出しは、最寄りの小中学校及び公共施設、その他の施設を使用し、学校給食調理員がこれにあたるほか、公共的団体の協力を求める。

第2節 水防非常態勢の解除

水位が警戒水位以下に下降し、水防警戒の必要がなく水防非常態勢の解除を命じた時は、本部長は一般に周知しなければならない。

第3節 公務災害補償

水防に従事した者が、公務により死亡、負傷若しくは病気となり、または負傷若しくは病気により死亡、廃疾となったときは、政令で定める基準、並びに町条例の定めるところにより、本人またはその遺族、被扶養者等にこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第4節 水防功労者の表彰

1. 表 彰（水防法第46条）

国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で、当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対して、国土交通省令で定めるところにより表彰を行うことができる。

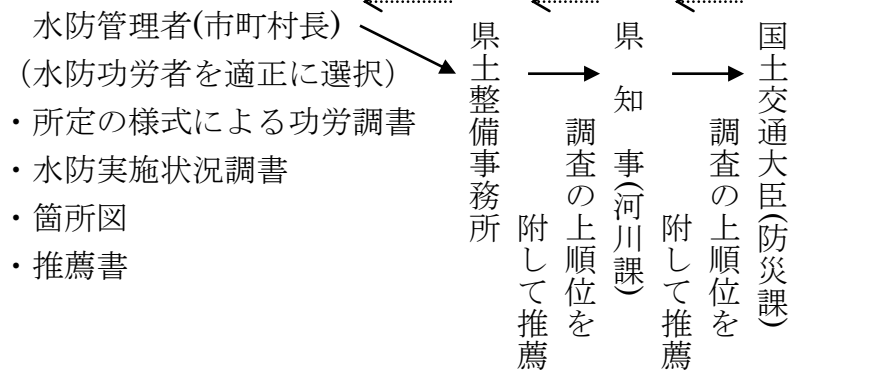
2. 表彰の方法及び取り扱い要領

（1）表彰の方法

イ 賞 状

ロ 報奨金 —— 功労の程度、不具廃疾、殉職等を考慮のうえ支給される。

（2）具申方法



第5節 水防訓練及び啓発

水防技術の向上及び水防思想の普及と河川愛護精神の啓発のため、北九州県土整備事務所長等の指導を受け、適当な時期に水防訓練等の実施をするものとする。

第6節 資料の提出及び立ち入り

水防本部長は、水防計画を作成するために必要があるときは関係者に対して資料の提出を命じ、または、当該職員もしくは消防機関に属する者を必要な土地に立ち入らせることができる。

立ち入りに際しては、身分証明を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 13 章 気象情報

町は、5 月から 7 月の特に降雨量の多い時期に関して、福岡管区気象台が発表する長期予報等の気象情報に留意し、予想される天候に応じ、十分な水防態勢が取れるよう資器材の準備、点検等を行なう。

過去の降雨量一覧

地 名 年	九州北部地方		福岡県
	梅雨入り (平成 6 月 4 日頃)	梅雨明け (平成 7 月 19 日頃)	雨 量
平成 26 年	6 月 2 日頃	7 月 20 日頃	合計 474.0
平成 27 年	6 月 2 日頃	7 月 29 日頃	合計 488.5
平成 28 年	6 月 4 日頃	7 月 18 日頃	合計 574.0
平成 29 年	6 月 20 日頃	7 月 13 日頃	合計 319.0
平成 30 年	6 月 5 日頃	7 月 9 日頃	合計 733.5
令和元年	6 月 26 日頃	7 月 25 日頃	合計 389.5
令和 2 年	6 月 11 日頃	7 月 30 日頃	合計 1114.5
令和 3 年	5 月 11 日頃	7 月 13 日頃	合計 168.5
令和 4 年	6 月 11 日頃	7 月 22 日頃	合計 244.0
令和 5 年	5 月 29 日頃	7 月 25 日頃	合計 705.5

福岡管区気象台 梅雨の記録（県内雨量平均）

指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

番号	名 称	所在地	電話 (093)	指定 避難 所	避難 指定 緊急 場所	福祉 避難 所	災害の種類ごとに適否			
							地震	津波	土砂 災害	洪水 高潮
1	猪熊小学校	猪熊三丁目4-1	201-2518	○	○	×	○	○	○	×
2	水巻町民体育館	おかの台33-1	201-3936	○	○	×	○	○	○	○
3	猪熊グラウンド	猪熊九丁目1074	-	×	○	×	○	○	○	×
4	みどりんばあーく	猪熊一丁目500-1他	-	×	○	×	○	○	○	×
5	えぶり小学校	えぶり二丁目3-1	201-5465	○	○	×	○	○	○	○
6	水巻町第二保育所	古賀二丁目4-17	201-4191	○	○	×	○	○	○	×
7	頃末小学校	頃末北四丁目13-1	201-6066	○	○	×	○	○	○	○
8	水巻中学校	中央17-1	201-0657	○	○	×	○	○	○	○
9	中央公民館	頃末北一丁目1-2	201-0401	○	○	×	○	○	○	※1
10	水巻第一保育所	頃末北一丁目1-3	201-1500	○	○	×	○	○	○	×
11	水巻町体育センター	頃末北一丁目2-15	201-4000	○	○	×	○	○	○	×
12	いきいきほーる	頃末南三丁目11-1	202-3212	○	○	○	○	○	○	×
13	水巻町総合運動公園	頃末北三丁目10-1	201-4000	×	○	×	○	○	○	○
14	伊左座小学校	伊左座三丁目4-1	202-0350	○	○	×	○	○	○	×
15	水巻南中学校	下二東三丁目14-1	201-3665	○	○	×	○	○	○	×
16	南部公民館	下二東三丁目3-21	202-2472	○	○	×	○	○	○	×
17	ふれあい広場	下二東三丁目3-21	-	×	○	×	○	○	○	×
18	吉田小学校	吉田東三丁目5-1	201-2968	○	○	×	○	○	○	○
19	高齢者福祉センター	吉田団地6-1	201-3344	○	○	×	○	○	○	×
20	水巻町武道館	吉田西三丁目1-10	201-3051	○	○	×	○	○	○	×
21	障害者福祉センター	吉田西三丁目1-8	201-0794	○	○	×	○	○	○	×
22	吉田グラウンド	吉田西三丁目1943	-	×	○	×	○	○	○	×
23	福祉松快園	吉田南二丁目9-1	201-8800	○	○	○	○	○	○	○
24	福岡県立折尾高等学校 体育館※2	北九州市八幡西区大膳二丁目23-1	691-3561	○	×	×	×	×	×	○
25	学校法人福原学園九州女子大学・ 九州女子短期大学第二体育館※2	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1	693-3083	○	×	×	×	×	×	○
26	学校法人福原学園九州共 立大学鶴鳴記念館※2	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8	693-3083	○	×	×	×	×	×	○
27	学校法人福原学園九州共 立大学第2体育館※2	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8	693-3083	○	×	×	×	×	×	○

※1 状況に応じて開設

※2 町との災害協定に基づき、遠賀川の大規模氾濫等の災害時に開設

水防実施月日	令和 年 月 日 豪 雨 台風 号				報告月日	令和 年 月 日					
出水の概況	警戒水位	m	連 続 雨 量		mm	月 日 時 ~	月 日 時				
	川		最 大 日 雨 量		mm	月 日 時 ~	月 日 時				
	出水位	m	最 大 時 間 雨 量		mm	月 日 時 ~	月 日 時				
水防実施箇所	郡 町 市 村 大字 地先 m										
出動人員数	消防団員	警察官	自衛隊員	その他					計		
	人	人	人	人					人		
水防作業概況 及 び 工 法											
水防効果											
一般災害	田	被害防止		実被害		所	区分	管理団体	県支出分	計	備考
		町 千円	町 千円								
	畑	町 千円		町 千円		要	人件費				食糧等 を含む
	家 屋	戸 千円		戸 千円		物	資 材				
	工 場	戸 千円		戸 千円		件	器 材				
	一般土木被	千円		千円		費	その他				
その他	千円		千円		費	小 計					
小 計	町 戸 千円		町 戸 千円		合 計						
河川災害	堤 防	m	千円	m	千円	主 要 使 用 資 材 内 訳	土嚢袋	円	円	単価枚数	円
	護 岸	m	千円	m	千円			単価枚数	単価枚数	枚	
	そ の 他	m	千円	m	千円			枚	枚		
	小 計	m	千円	m	千円						
合 計	町 戸 m 千円	町 戸 m 千円									
備 考						功労者の氏名、年齢、所属及び功績概要					
						破堤等があった時のその原因(水防作業者の立場で記入)					

1. 各市町村は、県土整備事務所へ3部提出のこと。(水防写真添付のこと)

2. 各県土整備事務所は、2部土木部長へ進達のこと。

別表第3号

水 防 訓 練 報 告 書

市町村名 水巻町 令和 年 月 日

実施年月日	令和 年 月 日	地先	川筋 市 郡 町村大字							左岸 地先 右岸
実施団体		主 催 者	参 加 団 体			合 計	参 観 者	小学校		名
	団体名	土 木、市 町 村	市	町	小 計			一 般		名
	参加人員	人	人	人	人	人		計		名
訓練概要 (訓練内容)										
経 費		一般経費			資材費				合計	適用
		人件費	その他 食糧燃料	計(A)	土袋	杭	縄	計(B)	(A+B)	
	管理団体	円	円	円	枚 円	本 円	玉 円	円	円	町 村 市 内
	県支出	円	円	円	枚 円	本 円	玉 円	円	円	
(想 定)										
(付 記)					結果講評(良かった点、悪かった点)					

令和 年 月 日 報告

(注) 付記には「通信連絡」訓練について、各期間に至る時間の経過等記入すること。

別表第4号

県・中間市・遠賀郡各町水防倉庫別資器材総括表

R5.12現在

管理団体	トラ ック	小 型 又 ジ ー プ	一 輪 車	リ ヤ カ ー	舟	無 線 機	カ ケ ヤ	ス コ ッ プ	ハ ン マ ー	タ コ	ツ ル ハ シ	カ キ 板	ク ワ	カ マ	ザ ル	ノ コ ギ リ	と び 口	ペ ン チ	照 明 灯	麻 袋	土 の う 袋	杭 丸 太	竹	鉄 線	ビ ニ ール シ ート	ロ ー プ (巻)	ビ ニ ール ひ も	か ま す	斧
北九州市土整備事務所			2				1	6						5		2	2				8,000	38			36	15	1		
中間市水防倉庫		1	4	1		5	12	47	3		23		10		12	2					800	70		3	100	34	30		
芦屋町水防倉庫	1				4	21	3	15								3	6	3	5		500				4	3			
水巻町水防倉庫			3	1	3	28	5	15	1		2	5	6	10	8	1		1	3		3,400			1	40	1			
岡垣町水防倉庫	1				1	19	6	23	8					10		11	14		7		6,960	395			172	36			
遠賀町水防倉庫	1				6	22	4	26	7								6	4	8		1,780	80		2	30	4			
計	3	1	9		14	95	31	132	19		25	5	16	25	20	19	28	8	23		21,440	583		6	382	93	31		

(福岡県水防計画より)

水 防 信 号 表

	サ イ レ ン 信 号	説 明
第 1 信号	約 5 秒 ○ — 休 止 約 1 5 秒 ○ — 休 止	警戒水位に達したことを知らせる場合。
第 2 信号	約 5 秒 ○ — 休 止 約 6 秒 ○ — 休 止	消防団員が全員出動すべき事を知らせる場合。
第 3 信号	約 1 0 秒 ○ — 休 止 約 5 秒 ○ — 休 止	水防管理団体の区域に居住する者が水防の応援のために出動すべき事を知らせるもの。
第 4 信号	約 1 分 ○ — 休 止 約 5 秒 ○ — 休 止 約 1 分 ○ — 休 止	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの。
備 考	1. 信号は適宜時間継続すること。 2. 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。	

自 衛 隊 の 派 遣 要 請

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

水巻町長

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第 83 条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

1. 災害の情况及び派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

自 令和 年 月 日 時 分

至 令和 年 月 日 時 分

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

4. その他参考となるべき事項

自 衛 隊 の 撤 収 要 請

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

水巻町長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急
対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収をお願いいたします

記

1. 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2. 派遣された部隊

3. 派遣人員及び従事作業の内容

4. その他参考事項

別表第8号

関 係 機 関 連 絡 先

連 絡 先 名 称	電 話	摘 要
八 幡 農 林 事 務 所	601-8851	Fax(601-8863)
北 九 州 県 土 整 備 事 務 所	691-2761	
宗 像 ・ 遠 賀 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	0940-36-2045	
福 岡 県 河 川 管 理 課	092-643-3666	
福 岡 県 港 湾 課	092-643-3674	
福 岡 県 砂 防 課	092-643-3678	
福 岡 県 防 災 企 画 課	092-643-3112	
折 尾 警 察 署	691-0110	
水 巻 交 番	691-0110	折尾警察署経由
九州電力送配電八幡配電事業所	0800-777-9401	
陸 上 自 衛 隊 福 岡 駐 屯 部 隊	092-591-1020	
陸 上 自 衛 隊 小 倉 駐 屯 部 隊	962-7681	
航 空 自 衛 隊 芦 屋 基 地	223-0981	
N T T 西 日 本 北 九 州 支 店	513-9615	
国 土 交 通 省 遠 賀 川 河 川 事 務 所	0949-22-1830	
国土交通省遠賀川河川事務所中間出張所	245-0154	
国土交通省遠賀川河川事務所河口堰管理支所	201-1675	
J R 水 巻 駅	201-3100	
J R 折 尾 駅	691-0024	
J R 新 飯 塚 駅	0948-22-0421	東水巻駅管轄
水 巻 町 商 工 会	201-7551	
八 幡 西 区 役 所 折 尾 出 張 所	691-0031	
中 間 市 役 所	244-1111	
芦 屋 町 役 場	223-0881	
遠 賀 町 役 場	293-1234	
岡 垣 町 役 場	282-1211	
日 本 放 送 協 会 (N H K 北 九 州)	591-5002	
福 岡 管 区 気 象 台 (予 報 課)	092-725-3604	各 課 直 通
遠 賀 郡 消 防 署	293-1231	Fax(291-4008)
杣 ポ ン プ 場	201-1315	
曲 川 排 水 機 場	203-1140	
鯨 瀬 ポ ン プ 場	201-3395	

非常時衛星電話設置場所—総務課、建設課

※災害により電話が不通になった場合に使用する

消防団（水防団）管轄区域図



水防倉庫所在地



重要水防区域一覧

国土交通大臣管理区間 重要水防箇所（河川）

重要水防区域（B：堤防） 遠賀川水系

番号	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防 工法
1	遠賀川	水巻町古賀地先 水巻町立屋敷地先	右	5/100～6/000	900	法崩れ B	シート張り
2	遠賀川	水巻町伊左座地先	右	7/200～7/300	100	法崩れ B	シート張り
3	遠賀川	水巻町伊左座地先	右	7/300～7/700	400	堤防高 B、法崩れ B	シート張り 積み土俵
4	遠賀川	水巻町伊左座地先	右	7/700～8/000	300	法崩れ B	シート張り

重要水防区域（B：構造物） 遠賀川水系

番号	河川名	名称	地先名	左右岸 の区別	位置	備考
1	遠賀川	遠賀川大橋（下り）	遠賀町・水巻町	—	6/360	許可工作物

（令和 6 年度 福岡県水防計画資料編）

土砂災害警戒区域(レッドゾーン・イエローゾーン)

令和6年6月現在

土砂災害警戒区域(イエローゾーン・レッドゾーン合計)

	土石流	急傾斜地	地すべり	合計
水巻町	2	101	3	106
北九州市境界	1	2	0	3
中間市境界	0	4	0	4
合計	3	107	3	113

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーンのみ)

	土石流	急傾斜地	合計
水巻町	1	91	92
北九州市境界	1	2	3
中間市境界	0	4	4
合計	2	97	99

(土石流)

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		警戒区域面積	特別警戒区域面積	告示年月日	告示番号
							人家	(㎡)	(㎡)		
382-D-001	土石流	吉田谷川2-1	ヨシタ`タニガ`ワ	遠賀郡水巻町吉田南3丁目及び4丁目	382-Ⅲ-001-1			6,435	0	H26.2.21	117
382-D-002	土石流	吉田谷川2-2	ヨシタ`タニガ`ワ	遠賀郡水巻町吉田南3丁目及び4丁目	382-Ⅲ-001-2	○	○	5,869	152	H26.2.21	117
109-D-035	土石流	曲川2	マガリカワ2	北九州市八幡西区大字浅川、浅川日の峯3丁目及び遠賀郡水巻	109-Ⅱ-003	○		1,562	0	H26.2.21	113

※109-D-035は、八幡西区からの延長部分。

(急傾斜地の崩壊)

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒区域面積	特別警戒区域面積	告示年月日	告示番号
							人家	(m)	(°)	(㎡)	(㎡)		
382-K-001	急傾斜地の崩壊	中山	ナカヤマ	遠賀郡水巻町猪熊8丁目	382-I-001N			5.5	50.6	455	0	H26.2.21	117
382-K-002	急傾斜地の崩壊	おかの台	オカノダイ	遠賀郡水巻町おかの台	382-I-007A	○		18	41.14	1,686	622	H26.2.21	117
382-K-003	急傾斜地の崩壊	おかの台(a)	オカノダイ	遠賀郡水巻町おかの台	382-NK-002	○		44	42.21	6,997	3,399	H26.2.21	117
382-K-004	急傾斜地の崩壊	赤水-3	アカミス	遠賀郡水巻町おかの台及び樋口	382-I-006N-3	○	○	16.5	57.22	2,786	928	H26.2.21	117
382-K-005	急傾斜地の崩壊	赤水-2	アカミス	遠賀郡水巻町おかの台及び樋口	382-I-006N-2	○	○	63.62	53.7	7,909	2,996	H26.2.21	117
382-K-006	急傾斜地の崩壊	赤水-1	アカミス	遠賀郡水巻町おかの台及び樋口	382-I-006N-1	○		17.74	58.05	8,525	1,327	H26.2.21	117
382-K-007	急傾斜地の崩壊	卯月(2)	ウツキ	遠賀郡水巻町おかの台及び樋口東	382-I-011N	○	○	12.92	65.48	2,968	473	H26.2.21	117
382-K-008	急傾斜地の崩壊	卯月(3)	ウツキ	遠賀郡水巻町おかの台、高松、樋口東及び北九州市八幡西区浅川台3丁目	382-NK-003	○		22.66	56.63	12,055	930	H26.2.21	117
382-K-009	急傾斜地の崩壊	足谷	アシタニ	遠賀郡水巻町高松、牟田及び北九州市八幡西区浅川台3丁目	382-I-012N	○		13.3	54.7	13,862	3,039	H26.2.21	117
382-K-010	急傾斜地の崩壊	足谷(a)	アシタニ	遠賀郡水巻町高松、牟田及び北九州市八幡西区浅川台3丁目	382-NK-005	○		9.76	46.77	5,044	385	H26.2.21	117
382-K-011	急傾斜地の崩壊	牟田-1	ムタ	遠賀郡水巻町牟田	382-III-001N-1	○		31.54	41.24	2,517	926	H26.2.21	117
382-K-012	急傾斜地の崩壊	牟田-2	ムタ	遠賀郡水巻町牟田	382-III-001N-2	○	○	20.6	48.53	7,198	2,287	H26.2.21	117
382-K-013	急傾斜地の崩壊	牟田-3	ムタ	遠賀郡水巻町牟田	382-III-001N-3	○		24.87	44.74	7,690	2,249	H26.2.21	117
382-K-014	急傾斜地の崩壊	牟田-4	ムタ	遠賀郡水巻町牟田	382-III-001N-4	○		26	42.12	3,472	1,120	H26.2.21	117
382-K-015	急傾斜地の崩壊	中央(a)	チュウオウ	遠賀郡水巻町中央	382-NK-006	○	○	9.88	47.42	1,253	149	H26.2.21	117
382-K-016	急傾斜地の崩壊	中央(b)	チュウオウ	遠賀郡水巻町中央及び北九州市八幡西区大字浅	382-NK-007	○	○	28.58	38.94	4,820	2,179	H26.2.21	117
382-K-017	急傾斜地の崩壊	東河原	ヒガシカワハラ	遠賀郡水巻町高尾、頃末北4丁目及び中央	382-I-020A	○	○	44.36	58.35	26,984	10,268	H26.2.21	117
382-K-018	急傾斜地の崩壊	中央-2	チュウオウ	遠賀郡水巻町高尾及び北九州市八幡西区大字浅	382-I-021A-2	○	○	13.55	58.63	2,540	547	H26.2.21	117

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		最大高さ (m)	最大勾配 (°)	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示番号
							人家						
382-K-019	急傾斜地の崩壊	中央-1	チュウオウ	遠賀郡水巻町高尾	382-I-021A-1	○	○	31.78	70.49	9,549	3,209	H26.2.21	117
382-K-022	急傾斜地の崩壊	大平	オオヒラ	遠賀郡水巻町頃末南2丁目	382-I-023N	○	○	15	49	9,883	1,274	H26.2.21	117
382-K-023	急傾斜地の崩壊	太平(a)	オオヒラ	遠賀郡水巻町鯉口、頃末南2丁目及び美吉野	382-NK-010	○	○	22.07	48.5	4,427	1,390	H26.2.21	117
382-K-024	急傾斜地の崩壊	車返(a)	クルマカエシ	遠賀郡水巻町吉田東1丁目、美吉野及び北九州市八幡西区大膳2	382-NK-011	○	○	16.44	45.75	5,525	2,014	H26.2.21	117
382-K-025	急傾斜地の崩壊	車返-2	クルマカエシ	遠賀郡水巻町吉田東1丁目及び2丁目	382-I-024N-2	○	○	37	53	18,333	7,584	H26.2.21	117
382-K-026	急傾斜地の崩壊	車返-1	クルマカエシ	遠賀郡水巻町吉田東1丁目	382-I-024N-1	○	○	40	61	18,180	8,937	H26.2.21	117
382-K-027	急傾斜地の崩壊	車返-3	クルマカエシ	遠賀郡水巻町吉田東1丁目及び美吉野	382-I-024N-3	○		18	46	5,034	1,676	H26.2.21	117
382-K-028	急傾斜地の崩壊	車返(b)	クルマカエシ	遠賀郡水巻町吉田東3丁目	382-NK-012	○		29.04	58.12	10,529	4,717	H26.2.21	117
382-K-029	急傾斜地の崩壊	御輪地(5)	ヲワチ	遠賀郡水巻町吉田東3丁目及び4丁目	382-NK-020	○		8.05	50.79	1,567	290	H26.2.21	117
382-K-030	急傾斜地の崩壊	御輪地(4)	ヲワチ	遠賀郡水巻町吉田東3丁目及び4丁目	382-NK-019			11.86	57.94	7,445	0	H26.2.21	117
382-K-031	急傾斜地の崩壊	御輪地(1)-4	ヲワチ	遠賀郡水巻町吉田東3丁目及び4丁目	382-I-025N-4	○	○	29.44	53.62	19,677	1,273	H26.2.21	117
382-K-032	急傾斜地の崩壊	御輪地(1)-3	ヲワチ	遠賀郡水巻町吉田東3丁目	382-I-025N-3			12	82	1,455	0	H26.2.21	117
382-K-033	急傾斜地の崩壊	御輪地(1)-2	ヲワチ	遠賀郡水巻町吉田東3丁目	382-I-025N-2	○		16.02	55.03	1,905	673	H26.2.21	117
382-K-034	急傾斜地の崩壊	御輪地(1)-1	ヲワチ	遠賀郡水巻町吉田東3丁目	382-I-025N-1	○	○	13.9	89	3,301	974	H26.2.21	117
382-K-035	急傾斜地の崩壊	御輪地(3)	ヲワチ	遠賀郡水巻町吉田東3丁目及び4丁目	382-I-027N	○	○	17.02	49.27	5,620	2,061	H26.2.21	117
382-K-036	急傾斜地の崩壊	御輪地(6)	ヲワチ	遠賀郡水巻町吉田東4丁目	382-NK-023	○	○	10	70	6,686	2,073	H26.2.21	117
382-K-037	急傾斜地の崩壊	御輪地(2)	ヲワチ	遠賀郡水巻町吉田東3丁目及び4丁目	382-I-026N	○	○	33	61	37,664	13,380	H26.2.21	117
382-K-038	急傾斜地の崩壊	宮尾(a)	ミヤオ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目	382-NK-013	○		9.81	73.29	3,143	404	H26.2.21	117

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒区域面積	特別警戒区域面積	告示年月日	告示番号
							人家	(m)	(°)	(㎡)	(㎡)		
382-K-039	急傾斜地の崩壊	宮尾(b)	ミヤオ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目及び宮尾台	382-NK-014	○	○	25.31	48.85	10,592	3,762	H26.2.21	117
382-K-040	急傾斜地の崩壊	宮尾-1	ミヤオ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目及び宮尾台	382-I-028N-1	○		22	40.31	2,950	985	H26.2.21	117
382-K-041	急傾斜地の崩壊	宮尾-2	ミヤオ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目	382-I-028N-2	○		8.65	37.56	924	257	H26.2.21	117
382-K-042	急傾斜地の崩壊	宮尾-3	ミヤオ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目	382-I-028N-3	○	○	32	59	7,037	3,009	H26.2.21	117
382-K-043	急傾斜地の崩壊	宮尾(f)	ミヤオ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目	382-NK-018	○	○	34.63	42.86	6,982	4,158	H26.2.21	117
382-K-044	急傾斜地の崩壊	宮尾(e)	ミヤオ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目	382-NK-017	○	○	20.63	79.55	5,675	1,853	H26.2.21	117
382-K-045	急傾斜地の崩壊	吉田(a)	ヨシダ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目及び宮尾台	382-I-029N	○	○	16.4	47.58	4,668	1,543	H26.2.21	117
382-K-046	急傾斜地の崩壊	吉田(e)	ヨシダ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目	382-NK-022	○	○	22.16	41.18	3,701	1,661	H26.2.21	117
382-K-047	急傾斜地の崩壊	岩ノ口(a)-1	イワノクチ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目、吉田南4丁目及び宮	382-I-031N-1	○	○	32	49	6,455	3,035	H26.2.21	117
382-K-048	急傾斜地の崩壊	岩ノ口	イワノクチ	遠賀郡水巻町吉田東4丁目、5丁目及び吉田南4丁目	382-I-030N	○	○	37	50	22,444	8,801	H26.2.21	117
382-K-049	急傾斜地の崩壊	吉田(d)	ヨシダ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目	382-NK-021	○	○	10.6	58.21	1,971	531	H26.2.21	117
382-K-050	急傾斜地の崩壊	宮尾(d)	ミヤオ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目	382-NK-016	○	○	7.2	71.23	405	58	H26.2.21	117
382-K-051	急傾斜地の崩壊	宮尾(c)	ミヤオ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目	382-NK-015			6.3	89.9	1,100	0	H26.2.21	117
382-K-053	急傾斜地の崩壊	吉田(b)-2	ヨシダ	遠賀郡水巻町吉田南4丁目	382-III-003N-2	○	○	14	57	7,802	2,412	H26.2.21	117
382-K-054	急傾斜地の崩壊	ヌメリ石(a)-1	ヌメリイシ	遠賀郡水巻町吉田南4丁目及び5丁目	382-I-032N	○		21.76	75.82	5,395	1,506	H26.2.21	117
382-K-055	急傾斜地の崩壊	ヌメリ石(a)-2	ヌメリイシ	遠賀郡水巻町吉田南4丁目	382-III-005N	○		34	74.63	6,436	1,805	H26.2.21	117
382-K-056	急傾斜地の崩壊	ヌメリ石(d)	ヌメリイシ	遠賀郡水巻町吉田南4丁目及び5丁目	382-NK-026	○	○	38.31	46.37	9,276	3,567	H26.2.21	117
382-K-057	急傾斜地の崩壊	ヌメリ石(c)	ヌメリイシ	遠賀郡水巻町吉田南4丁目及び5丁目	382-NK-025	○	○	29.52	43.19	27,838	10,003	H26.2.21	117
382-K-058	急傾斜地の崩壊	吉田(b)-1	ヨシダ	遠賀郡水巻町吉田南3丁目及び4丁目	382-III-003N-1	○	○	40	48	25,406	10,921	H26.2.21	117

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒区域面積	特別警戒区域面積	告示年月日	告示番号
							人家	(m)	(°)	(㎡)	(㎡)		
382-K-059	急傾斜地の崩壊	岩ノ口(a)-2	イワノクチ	遠賀郡水巻町吉田東5丁目、吉田南3丁目及び4丁目	382-I-031N-2	○	○	18	66	9,956	3,219	H26.2.21	117
382-K-060	急傾斜地の崩壊	ヌメリ石(e)	ヌメリイシ	遠賀郡水巻町吉田南4丁目及び5丁目	382-NK-027	○	○	21.35	60.79	4,610	1,472	H26.2.21	117
382-K-061	急傾斜地の崩壊	ヌメリ石(f)	ヌメリイシ	遠賀郡水巻町吉田南5丁目	382-NK-028	○	○	14.1	43.44	1,673	543	H26.2.21	117
382-K-062	急傾斜地の崩壊	ヌメリ石(b)	ヌメリイシ	遠賀郡水巻町吉田南4丁目及び5丁目	382-II-001N	○	○	20.75	89	7,143	1,939	H26.2.21	117
382-K-063	急傾斜地の崩壊	ヌメリ石	ヌメリイシ	遠賀郡水巻町吉田南5丁目	382-I-033N	○	○	28.9	44.76	13,553	5,875	H26.2.21	117
382-K-064	急傾斜地の崩壊	高尾	タカオ	遠賀郡水巻町吉田南5丁目	382-III-006N	○	○	18	78	6,533	1,869	H26.2.21	117
382-K-065	急傾斜地の崩壊	吉田南(A)	ヨシダミナミ	遠賀郡水巻町吉田南2丁目	215-NK-031	○		21	36	2,125	712	H26.2.21	117
382-K-066	急傾斜地の崩壊	吉田南(B)	ヨシダミナミ	遠賀郡水巻町吉田南2丁目	215-NK-032	○		6	62	223	11	H26.2.21	117
382-K-067	急傾斜地の崩壊	頃末(1)	コロスエ	遠賀郡水巻町頃末北2丁目	382-I-016N	○		12	45.01	1,763	578	H26.2.21	117
382-K-068	急傾斜地の崩壊	頃末	コロスエ	遠賀郡水巻町頃末北2丁目	382-I-015N	○	○	15.37	55.78	4,751	595	H26.2.21	117
382-K-069	急傾斜地の崩壊	明神ヶ辻(5)	ミウジンガッヅ	遠賀郡水巻町緑ヶ丘1丁目及び杵1丁目	382-NK-008	○		6.2	45.59	375	52	H26.2.21	117
382-K-070	急傾斜地の崩壊	明神ヶ辻(6)	ミウジンガッヅ	遠賀郡水巻町杵1丁目	382-NK-009	○	○	11	58	3,245	575	H26.2.21	117
382-K-071	急傾斜地の崩壊	明神ヶ辻(4)-6	ミウジンガッヅ	遠賀郡水巻町杵1丁目	382-I-014N-6	○	○	14	58	5,730	1,199	H26.2.21	117
382-K-072	急傾斜地の崩壊	明神ヶ辻(4)-5	ミウジンガッヅ	遠賀郡水巻町杵1丁目	382-I-014N-5	○	○	10	55	1,475	350	H26.2.21	117
382-K-073	急傾斜地の崩壊	明神ヶ辻(4)-4	ミウジンガッヅ	遠賀郡水巻町杵1丁目	382-I-014N-4	○	○	7.2	47.64	839	198	H26.2.21	117
382-K-074	急傾斜地の崩壊	明神ヶ辻(4)-3	ミウジンガッヅ	遠賀郡水巻町杵1丁目	382-I-014N-3	○	○	11.99	44.61	1,574	57	H26.2.21	117
382-K-075	急傾斜地の崩壊	明神ヶ辻(4)-2	ミウジンガッヅ	遠賀郡水巻町杵1丁目	382-I-014N-2	○	○	6.8	48.01	1,154	258	H26.2.21	117
382-K-076	急傾斜地の崩壊	明神ヶ辻(4)-1	ミウジンガッヅ	遠賀郡水巻町杵1丁目	382-I-014N-1	○	○	10.04	57.85	1,950	505	H26.2.21	117
382-K-077	急傾斜地の崩壊	明神ヶ辻(1)	ミウジンガッヅ	遠賀郡水巻町頃末北3丁目	382-I-017N			7.7	47.57	1,229	0	H26.2.21	117
382-K-078	急傾斜地の崩壊	明神ヶ辻(2)-2	ミウジンガッヅ	遠賀郡水巻町頃末北3丁目	382-I-019N-2	○	○	10.97	40.53	2,984	933	H26.2.21	117
382-K-079	急傾斜地の崩壊	明神ヶ辻(2)-1	ミウジンガッヅ	遠賀郡水巻町頃末北3丁目	382-I-019N-1			8.32	53.31	1,210	0	H26.2.21	117
382-K-080	急傾斜地の崩壊	社林-5	ヤシロハヤシ	遠賀郡水巻町杵2丁目	382-I-013N-5	○		20	41	3,839	1,379	H26.2.21	117

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		最大高さ (m)	最大勾配 (°)	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示番号
							人家						
382-K-081	急傾斜地の崩壊	社林-1	ヤシロバヤシ	遠賀郡水巻町古賀1丁目	382-I-013N-1	○	○	10.46	39.88	1,513	463	H26.2.21	117
382-K-082	急傾斜地の崩壊	社林-6	ヤシロバヤシ	遠賀郡水巻町古賀1丁目	382-I-013N-6	○	○	48	42	6,100	2,339	H26.2.21	117
382-K-083	急傾斜地の崩壊	社林-4	ヤシロバヤシ	遠賀郡水巻町古賀1丁目及び杵2丁目	382-I-013N-4	○	○	71	45	18,610	8,422	H26.2.21	117
382-K-084	急傾斜地の崩壊	社林-3	ヤシロバヤシ	遠賀郡水巻町古賀1丁目	382-I-013N-3	○		10	52	1,103	251	H26.2.21	117
382-K-085	急傾斜地の崩壊	社林-2	ヤシロバヤシ	遠賀郡水巻町古賀1丁目	382-I-013N-2	○	○	7	58	753	158	H26.2.21	117
382-K-086	急傾斜地の崩壊	新生街(1)-3	シセイマチ	遠賀郡水巻町古賀3丁目	382-I-010N-3			10.6	55.71	1,049	0	H26.2.21	117
382-K-087	急傾斜地の崩壊	新生街(1)-1	シセイマチ	遠賀郡水巻町古賀3丁目、中央及び梅ノ木団地	382-I-010N-1	○	○	14	62	8,064	1,210	H26.2.21	117
382-K-088	急傾斜地の崩壊	新生街(1)-2	シセイマチ	遠賀郡水巻町古賀3丁目	382-I-010N-2	○		6.4	40.29	575	120	H26.2.21	117
382-K-089	急傾斜地の崩壊	新生街(2)-2	シセイマチ	遠賀郡水巻町古賀3丁目	382-I-009N-2	○	○	15	48.78	2,164	210	H26.2.21	117
382-K-090	急傾斜地の崩壊	新生街(2)-1	シセイマチ	遠賀郡水巻町古賀2丁目及び3丁目	382-I-009N-1	○	○	25.79	42.74	8,830	3,249	H26.2.21	117
382-K-091	急傾斜地の崩壊	足谷(b)	アシタニ	遠賀郡水巻町梅ノ木団地	382-NK-004	○	○	5.2	46.12	224	47	H26.2.21	117
382-K-092	急傾斜地の崩壊	十三塚	ジュウサンツカ	遠賀郡水巻町猪熊5丁目	382-I-005N	○	○	15	57	5,474	1,613	H26.2.21	117
382-K-093	急傾斜地の崩壊	大神(1)-2	オオカミ	遠賀郡水巻町猪熊4丁目	382-I-002N-2	○	○	22	45	4,160	1,475	H26.2.21	117
382-K-094	急傾斜地の崩壊	大神(2)-3	オオカミ	遠賀郡水巻町猪熊4丁目	382-I-003N-3	○	○	14	46	1,632	552	H26.2.21	117
382-K-095	急傾斜地の崩壊	大神(2)-2	オオカミ	遠賀郡水巻町猪熊4丁目	382-I-003N-2	○	○	9	48	1,479	384	H26.2.21	117
382-K-096	急傾斜地の崩壊	大神(2)-1	オオカミ	遠賀郡水巻町猪熊4丁目	382-I-003N-1	○	○	22	49	5,961	2,120	H26.2.21	117
382-K-097	急傾斜地の崩壊	大神(1)-3	オオカミ	遠賀郡水巻町猪熊4丁目	382-I-002N-3	○	○	25	49	2,010	827	H26.2.21	117
382-K-098	急傾斜地の崩壊	大神(1)-1	オオカミ	遠賀郡水巻町猪熊4丁目	382-I-002N-1	○		7	50	1,169	182	H26.2.21	117
382-K-099	急傾斜地の崩壊	神ノ手-2	カミノテ	遠賀郡水巻町猪熊6丁目	382-I-004N-2	○	○	7.7	60.27	335	54	H26.2.21	117
382-K-100	急傾斜地の崩壊	神ノ手-1	カミノテ	遠賀郡水巻町猪熊6丁目及び8丁目	382-I-004N-1	○	○	14.76	50.6	9,068	2,983	H26.2.21	117
382-K-101	急傾斜地の崩壊	神ノ手(a)	カミノテ	遠賀郡水巻町猪熊6丁目	382-NK-001			5	48.68	344	0	H26.2.21	117
382-K-102	急傾斜地の崩壊	釜ヶ谷-1	カマガタニ	遠賀郡水巻町高尾及び頃末北4丁目	382-I-022N-1			7.7	46.2	779	0	H31.3.26	117

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒区域面積	特別警戒区域面積	告示年月日	告示番号
							人家	(m)	(°)	(m ²)	(m ²)		
382-K-103	急傾斜地の崩壊	釜ヶ谷-2	カマガタニ	遠賀郡水巻町高尾、頃末南2丁目及び頃末北4丁目	382-I-022N-2	○	○	30.6	62.9	27,933	7,900	H31.3.26	117
382-K-104	急傾斜地の崩壊	宮尾台	ミヤオダイ	遠賀郡水巻町宮尾台及び吉田南四丁目	382-NK-024			36	46	9,128	0	R6.1.23	44
109-K-087	急傾斜地の崩壊	永犬丸(c)-2	エイノマル(c)-2	北九州市八幡西区大字永犬丸及び遠賀郡水巻町吉田南五丁目	109-III-013N-2	○		37	44	3,172	1,624	H26.2.21	113
109-K-128	急傾斜地の崩壊	小嶺(a)	コミネ(a)	北九州市八幡西区大字浅川及び遠賀郡水巻町樋	109-III-001N	○		10	33	1,019	289	H26.2.21	113
215-K-001	急傾斜地の崩壊	岩瀬(a)	イワセ(a)	中間市岩瀬西町及び水巻町吉田南2丁目	215-NK-001	○	○	19	48	4,903	1,568	H26.2.21	115
215-K-008	急傾斜地の崩壊	岩瀬東町-1	イワセヒガシマチ-1	中間市岩瀬4丁目及び水巻町吉田南2丁目	215-I-003N-1	○	○	35	50	7,839	3,297	H26.2.21	115
215-K-010	急傾斜地の崩壊	岩瀬東町-2	イワセヒガシマチ-2	中間市岩瀬4丁目及び水巻町吉田南2丁目	215-I-003N-2	○	○	34	55	24,881	6,284	H26.2.21	115
215-K-023	急傾斜地の崩壊	岩瀬(d)-1	イワセ(d)-1	中間市岩瀬3丁目及び水巻町吉田南5丁目	215-NK-004	○	○	19	57	3,246	997	H26.2.21	115

※109-K-087、128は八幡西区からの延長部分。215-K-001、008、010、023は中間市からの延長部分。

(地すべり)

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	フリガナ	所在地	旧危険箇所番号	ブロック名	特別警戒区域		ランク区分	長さ (m)	幅 (m)	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示番号
								人家							
382-J-001	地滑り	杵	エフリ	遠賀郡水巻町古賀1丁目、2丁目、3丁目及び杵2丁目	059	a	-	-	B	83	79	10,619	-	H26.2.21	117
						B	-	-	B	192	81	25,432	-		
						C	-	-	B	156	125	32,506	-		
						d	-	-	C	49	65	5,735	-		
						e	-	-	C	33	55	3,275	-		
						f	-	-	B	51	34	2,562	-		
						G	-	-	B	42	55	4,057	-		
						H	-	-	B	66	60	7,037	-		
						j	-	-	C	66	58	5,533	-		
						k	-	-	C	45	73	6,803	-		
382-J-002	地滑り	古賀	コガ	遠賀郡水巻町古賀1丁目、2丁目、3丁目、頃末北3丁目、中央、梅ノ木団地、牟田緑ヶ丘1丁目、2丁目及び杵1丁目	058	A	-	-	B	150	304	72,858	-	H26.2.21	117
						b	-	-	B	108	58	11,367	-		
						c	-	-	B	106	75	12,385	-		
						d	-	-	B	90	71	9,746	-		
						e	-	-	B	151	76	21,245	-		
						F	-	-	C	275	237	97,418	-		
						i	-	-	B	180	121	34,459	-		
						j	-	-	C	161	122	23,820	-		
						k	-	-	C	189	125	36,064	-		
						l	-	-	C	235	196	46,488	-		
382-J-003	地滑り	緑ヶ丘	ミドリカオカ	遠賀郡水巻町古賀3丁目、頃末北1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、中央、立屋敷1丁目、緑ヶ丘1丁目、2丁目、杵1丁目及び2丁目	055	A	-	-	B	232	235	99,412	-	H26.2.21	117
						b1	-	-	C	91	49	8,090	-		
						b2	-	-	C	74	88	10,740	-		
						C	-	-	B	243	180	74,395	-		
						D1	-	-	C	229	172	69,761	-		
						d3	-	-	C	104	81	14,631	-		
						d4	-	-	C	72	71	9,444	-		
						E	-	-	B	284	153	71,040	-		
						f	-	-	B	174	65	21,295	-		
						g1	-	-	B	146	102	25,800	-		
						G2	-	-	B	161	160	43,377	-		